令和3年度 第1回

大阪府国土利用計画審議会 会 議 録

日 時:令和4年1月19日(水)

午前9時30分~午前10時40分

場 所:大阪市中央区馬場町2-24

KKRホテル大阪14階 「オリオン」

議題

【報告案件】

大阪府土地利用基本計画の変更について (森林地域の縮小)

【報告事項】

- (1) 大阪府国土利用計画審議会条例及び規則の一部改正について
- (2) 大阪府国土利用計画 (第五次) の中間評価について

令和3年度第1回 大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏 名	職名	出欠	備考
1		加 我 宏 之	大阪府立大学大学院教授	出	会長
2		嘉 名 光 市	大阪市立大学大学院教授	出	会長代理
3	学識経験の ある者	塩 見 康 博	立命館大学准教授	欠	
4		藤田香	近畿大学教授	欠	
5		牧 紀 男	京都大学教授	欠	
6		坂野上なお	京都大学助教	出	会議録署名委員
7		長谷川路子	追手門学院大学講師	出	
8		岡 井 有 佳	立命館大学教授	欠	
9		中 谷 清	一般社団法人大阪府農業会議会長	出	
10		村 橋 真 理 子	大阪商工会議所女性会常任委員	出	
11		栗 本 修 滋	大阪府森林組合代表理事組合長	欠	
12		高 村 永 振	一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	出	
13		三 田 勝 久	大阪府議会議員(維新)	出	
14		西林 克敏	大阪府議会議員(維新)	出	
15		植 田 正 裕	大阪府議会議員(維新)	出	
16	府議会議員	前 田 洋 輔	大阪府議会議員(維新)	出	
17		中 谷 恭 典	大阪府議会議員(維新)	欠	
18		西村日加留	大阪府議会議員(自民)	出	
19		須 田 旭	大阪府議会議員(自民)	出	会議録署名委員
20		大橋 章 夫	大阪府議会議員(公明)	出	
21	市町村長を 代表する者	野 田 義 和	大阪府市長会会長	欠	
22	市町村長を 代表する者	田 代 堯	大阪府町村長会会長	欠	
23	大阪市長	松井 一郎	大阪市長	出	

[※] 委員23名中15名出席

令和3年度第1回 大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏 名	出欠	備考
1	大阪都市計画局長	角田 悟史	出	
2	大阪都市計画局技監	尾花 英次郎	欠	
3	大阪都市計画局副理事	進士肇	欠	
4	大阪都市計画局計画推進室	森下英仁	出	
5	大阪都市計画局拠点開発室	財部 祐介	欠	
6	大阪都市計画局計画推進室計画調整課長	森 岡 清 高	出	
7	大阪都市計画局計画推進室計画調整課参事	泉憲	出	
8	政策企画部広域調整室事業推進課長	佐田 剛清	欠	
9	商工労働部国際ビジネス・企業誘致課長	乾 眞 誠	*	幹事(臨時):国際ビジネス・企業誘致課長補佐 松原 充寛氏
10	環境農林水産部みどり推進室みどり企画課長	田中俊行	*	幹事(臨時):みどり企画課参事 玉田 浩一氏
11	環境農林水産部みどり推進室森づくり課長	田中 武次	*	幹事(臨時):森づくり課参事 北山 和宣氏
12	環境農林水産部農政室整備課長	塩 屋 泰 一	出	
13	都市整備部事業管理室事業企画課長	平 野 剛	出	
14	都市整備部公園課長	村田 勝博	出	
15	都市整備部道路室道路整備課長	小山 卓爾郎	*	幹事(臨時):道路整備課長補佐 伊吹 善仁氏
16	都市整備部河川室河川整備課長	富井 浩一	*	幹事(臨時):河川整備課長補佐 矢野 定男氏
17	大阪港湾局計画整備部計画課長	灘 祐治	欠	
18	建築部居住企画課長	日野出 俊夫	*	幹事(臨時):居住企画課長補佐 古澤 智昭氏
19	建築部建築防災課	宮本 佳典	出	
20	建築部建築指導室審査指導課長	吉川 玲子	欠	

[※] 代理として任命した幹事(臨時)が出席

目 次

1	開会1
2	会長選任5
3	報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について(森林地域の縮小)」7
4	報告事項「大阪府国土利用計画審議会条例及び規則の一部改正について」.11
5	報告事項「大阪府国土利用計画(第五次)の中間評価について」12
6	月会

1 開 会

(午前9時25分)

皆様おはようございます。初めに本審議会の開催にあたりまして、事務 局より御報告させていただきます。

感染症対策としまして、受付に消毒液の設置や委員及び幹事の皆様の間にパーテーションを設置させていただいておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、御協力のお願いがございます。

スマートフォン等、音声を発生させる通信機器をお持ちの方は、マナー モードに設定していただきますようお願いいたします。

(午前9時30分開会)

【司会】 委員の方で少し遅れる方がございますので、少しお待ちいた だく様、お願いします。

ただいまから、令和3年度第1回大阪府国土利用計画審議会を開催いた します。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます、大阪都市計画 局計画推進室計画調整課の高須賀と申します。どうぞよろしくお願いいた します。

本日は、現委員数23名のうち、15名の委員に御出席をいただいておりますので、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。なお、本審議会は公開で行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開会に当たり、大阪府大阪都市計画局長から御挨拶

を申し上げます。

【角田 局長】 皆様、おはようございます。大阪都市計画局長の角田でございます。令和3年度第1回大阪府国土利用計画審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、開催日時の調整に御協力賜りまして、本日、審議会を開催できることとなりました。また、お忙しい中、早朝より審議会に御出席賜りまして誠にありがとうございます。

さて、昨年11月1日、私ども大阪都市計画局が発足いたしました。大阪という大都市のまちづくりにつきまして、本審議会も含めまして、広域的な視点から府市一体でまちづくりを推進するため、大阪府及び大阪市で共同設置した組織となってございます。

当局の仕事といたしましては、大阪の成長、発展に資する大都市のまちづくりを進めていくため、大阪の将来のまちづくりの方向性を新しいグランドデザインとしてお示しするとともに、府内各地で計画中、進行中のまちづくりを推進に向けまして、局内の大阪府、大阪市の職員が一丸となって仕事を進めておるところでございます。

本日開催の大阪府国土利用計画審議会におきましては、大阪府域の土地を利用していく基本的な方向性につきまして、御意見、御議論をいただきたいと考えてございます。本日は、森林地域の変更に伴う、大阪府土地利用基本計画の変更や本審議会に係る条例及び規則の改正につきまして御報告をさせていただきます。

さらに、大阪の町を更に成長、発展させていくに当たりまして、その基となっている大阪府国土利用計画についても第五次の中間評価を報告させていただきたいと考えております。参加の委員の皆様におかれましては、 忌憚のない御意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願 い申し上げます。

【司会】 ありがとうございました。続きまして、前回の審議会開催以降、新たに、本審議会委員に御就任されました皆様を御紹介いたします。

まず、昨年、令和3年12月15日に任期満了となり、新たに御就任されました学識経験者の委員の方々を御紹介いたします。

坂野上委員でございます。

嘉名委員でございます。

【嘉名 委員】 嘉名です。よろしくお願いします。

【司会】 前回の審議会開催時より継続で委員に御就任いただいております委員の皆様を御紹介いたします。

加我委員でございます。

【加我 委員】 加我でございます。よろしくお願いします。

【司会】 長谷川委員でございます。

中谷委員でございます。

【中谷 委員】 中谷でございます。よろしくお願いします。

【司会】 村橋委員でございます。

高村委員でございます。

【高村 委員】 高村です。よろしくお願いいたします。

【司会】 以上、学識経験者委員の皆様です。

続きまして、今年度より当審議会委員へ御就任いただきました大阪府議会議員の方々を御紹介いたします。

三田委員でございます。

【三田 委員】 おはようございます。三田です。よろしくお願いいた します。

【司会】 植田委員でございます。

【植田 委員】 植田でございます。よろしくお願いします。

【司会】 前田委員でございます。

【前田 委員】 前田です。よろしくお願いします。

【司会】 西村委員でございます。

【西村 委員】 西村です。よろしくお願いします。

【司会】 大橋委員でございます。

【大橋 委員】 大橋です。よろしくお願いします。

【司会】 続きまして、前回の審議会以降、継続で御就任いただいております大阪府議会議員の方々を御紹介させていただきます。

【司会】 西林委員でございます。

【西林 委員】 西林でございます。

【司会】 須田委員でございます。

【須田 委員】 須田でございます。よろしくお願いします。

【司会】 御紹介は以上でございます。

なお、お配りした委員配席表には藤田委員の記載がございますが、本日 は御欠席との御連絡をいただいております。

また、岡井委員におきましては、来場が遅れておると連絡を受けておりますので、着き次第御紹介させていただきたいと思います。

議事に入らせていただく前に、委員の皆様にお配りしております資料の 確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧を御覧ください。

- ①配布資料一覧及び委員配席表
- ②大阪府国土利用計画審議会条例及び規則
- ③議題及び委員・幹事名簿
- ④右上に資料1と書かれました、令和3年度第1回大阪府国土利用計画 審議会議案書

⑤同じく右上に資料2と書かれました、大阪府土地利用基本計画の変更 について

以上配布資料でございます。

併せまして、議案説明時の「パワーポイントの表示画面」を印刷したものをお手元に配布させていただいております。

不足等、漏れなどはございませんでしょうか。

2 会長選任

次に、本審議会は学識経験者の委員改選後、初めての審議会ですので、 大阪府国土利用計画審議会条例第4条第1項の規定より、学識経験者の委 員の中から会長を選出する必要がございます。会長を選任するまでの間、 僭越でございますが、私が進行を務めさせていただきますので、よろしく お願いいたします。

会長の選任につきましては、推薦方式とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様、御推薦はございませんでしょうか。

【長谷川 委員】 僭越ではございますが、都市計画分野に大変精通されている、ご経験も豊かな加我委員を御推薦申し上げます。

【司会】 ただいま加我委員を御推薦という御意見がございましたが、 ほかに御意見はございませんでしょうか。

ほかに御意見がないようですので、推薦のありました加我委員を会長に 選出につき御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【司会】 御異議がないようですので、加我委員に会長をお願いしたい と思います。 それでは、以降の議事につきましては、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が当審議会の議長になると定められておりますので、加我会長に議長をお願いし、議事進行をお願いしたいと思います。加我会長、議長席にお越し願います。加我会長、よろしくお願いいたします。

【加我 会長】 それでは、改めまして、おはようございます。大阪府立大学の加我でございます。ただいま委員の皆様より会長に御推挙いただきました。

本審議会は大阪のまちづくりの基盤となる国土利用、また並びに土地利用について議論をする場でございます。お集まりの皆様方、委員の方々と十分な議論をしつつ、これからの大阪を考えていく、その中で審議会の運営に当たりましては、円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ委員の皆様方の御指導、御支援をいただき、御協力よろしくお願いします。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和3年度大阪府国土利用計画審議会を開催したいと思います。

先ほど事務局よりお話がありましたとおり、委員改選後初めての審議会となりますので、私、会長から、まず、会長の職務代理者の指名を行いたいと思います。なお、指名につきましては、大阪府国土利用計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長の職務代理者については会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行することになっております。私としましては、大阪の都市計画に精通されており、都市計画が御専門でございます嘉名委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様は御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【加我 会長】 嘉名先生、よろしくお願いいたします。ありがとうご ざいます。異議がございませんでしたので、嘉名委員にお願いいたします。

次に、本日の会議録の署名委員を決めさせていただきます。会議録の署名委員は、本審議会規則第6条第2項の規定により、会長及び会長が指名する委員となっておりますので、誠に僭越でございますが、私から次のお二人の委員にお願いしたいと思います。

まず、学識経験者の委員からは坂野上委員に、また、大阪府議会議員の委員からは須田委員にお願いしたいと思います。委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【加我 会長】 ありがとうございます。では、坂野上委員、須田委員、 お二人、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事を進めていきたいと思います。今回は審議案件が ございません。報告案件1件、報告事項2件となっております。

それでは、まず、1つ目の報告案件としまして、「大阪府土地利用基本計画の変更について」と題しまして、茨木市及び箕面市における森林地域縮小について報告がございます。内容について幹事に説明させます。

3 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について(森林地域の縮 小)」

【幹事 泉計画調整課参事】 大阪都市計画局計画推進室参事の泉でございます。よろしくお願いいたします。

報告案件、森林地域の縮小の具体的な内容の説明に入る前に、関連計画

の概要を説明します。

まず、「大阪府国土利用計画(第五次)」は、国土利用計画法第7条の 規定に基づき、大阪府域における国土の利用に関して、基本的な事項を定 めるものであり、「将来ビジョン・大阪」などの上位計画との整合を図り、 「大阪府土地利用基本計画」を定めるに当たって基本となるものでありま す。また、「都市計画区域マスタープラン」等の関連計画は、「大阪府国 土利用計画(第五次)」と適合することとなっております。

一方、土地利用基本計画は、先ほど説明いたしました国土利用計画を基本に策定しており、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などの 個別規制法の総合調整機能を果たす上位計画となります。

土地利用基本計画は、計画書と計画図から構成されており、計画書に土地利用の基本方向として、土地利用に関する基本理念、将来像と基本方針、原則を記載するとともに、五地域区分が重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を記載しております。また、計画図には、都市地域や農業地域など5つの地域の範囲を5万分の1の図面に示しております。

5つの地域の指定の考え方につきましては、国土交通省が作成しました 国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指 針に基づき、次のとおり定めております。都市地域は、都市計画法に基づ く都市計画区域に相当する地域。農業地域は、農業振興地域の整備に関す る法律に基づく農業振興地域に相当する地域。森林地域は、森林法に基づ く国有林及び地域森林計画対象の民有林の区域に相当する地域。自然公園 地域は、自然公園法に基づく自然公園に相当する地域。自然保全地域は、 自然環境保全法に基づく大阪府自然環境保全条例による大阪府自然環境保 全地域に相当します。

これらの考え方に基づき指定された5つの地域の規模は現時点でお示し

しております表のとおりであり、5地域区分合計は府域全体面積の約1. 5倍となっております。こちらの図は5つの地域の指定の状況を概念的に示したものでございます。大阪府はほぼ全域が都市地域となっているため、複数の地域区分が重複して指定されるエリアが生じます。5地域が重複する地域につきましては、調整指導方針の下、適正かつ合理的な土地利用を図ります。現行の「大阪府土地利用基本計画」の概要につきましては、以上でございます。

それでは、報告案件、「大阪府土地利用基本計画の変更」として、森林 地域の縮小について御説明いたします。森林地域の縮小案件としましては、 茨木市域に1か所、箕面市域に1か所ございますが、案件の説明に先立ち まして、森林法に基づく林地開発許可と今回の案件との関係について説明 いたします。

森林地域における開発、いわゆる林地開発については、災害防止、水害防止、水源涵養の確保、環境の保全の4つの基準を満たせば開発を許可しなければならないこととなっております。また、この林地開発許可後、開発行為が行われ、林地開発の完了確認をもって縮小すべき区域が確定し、土地利用基本計画を変更することから、本審議会における森林地域の変更の取扱いにつきましては、平成22年度の本審議会におきまして報告案件として取り扱うことを整理させていただいております。

今から説明させていただきます2案件につきましては、開発の完了を確認しており、大阪府森林審議会でも了承を得ていることから、本審議会に報告し、これをもって土地利用基本計画を変更するものでございます。

それでは、報告案件でございます。「森林地域の縮小」の2案件について報告いたします。

議案書4ページ及び説明資料の4ページに記載の整理番号1 茨木森林地

域の縮小について説明します。

対象となる茨木市大字大岩地区に位置する茨木森林地域は、国際文化公園都市、通称彩都事業における中央東地区に位置しており、白枠で示しております。当該地は緑色の部分が現況の森林地域で、このうち赤色の部分を縮小するものでございます。土地区画整理事業による事業用地整備完了に伴い、森林地域を35~クタール縮小するものでございます。

続きまして、議案書5ページ及び説明資料の5ページに記載の整理番号 2 箕面森林地域の縮小について説明します。

対象となる箕面市下止々呂美地区に位置する箕面森林地域は、水と緑の健康都市特定土地区画整理事業、通称箕面森町の西側に位置しており、白枠で示しております。当該地は緑色の部分が現況の森林地域で、このうち赤色の部分を縮小するものでございます。一部、林地開発許可の区域外であり開発されていない森林が残っておりますが、市街化区域内であり周辺の森林と森林施業上の関連を有しないことから、併せて縮小するものでございます。土地区画整理事業による事業用地整備の完了に伴い、森林地域を52ヘクタール縮小するものでございます。

これら2案件の変更によりまして、説明資料の1ページの総括表にございますとおり、森林地域は87ヘクタール減少し、5万5,124ヘクタールとなります。なお、説明させていただきました変更案につきましては、 茨木市、箕面市に意見照会をしましたところ異議はございませんでした。

案件の説明は以上でございます。よろしくお願いします。

【加我 会長】 では、ただいまの説明につきまして御意見、御質問等はございませんでしょうか。

本件は報告案件でございますので御確認いただければと思いますが、よ ろしいでしょうか。 では、御意見等はございませんので、次の報告事項に移らせていただき ます。

4 報告事項「大阪府国土利用計画審議会条例及び規則の一部改正について」

【加我 会長】 報告事項は2つございます。報告事項の1つ目としまして、「大阪府国土利用計画審議会条例及び規則の一部改正について」報告がございます。内容について幹事に説明させます。

【幹事 泉計画調整課参事】 報告事項1「大阪府国土利用計画審議会条例及び規則の一部改正」につきまして説明します。前方のスクリーンを御覧ください。

昨年度、本審議会において、森林地域の縮小のみの案件となる場合は、 事業効率化の観点から書面報告とすることを御承認いただき、事務局にお きまして条例及び規則の一部改正の手続を行い、令和3年11月1日に施 行いたしました。

改正内容としましては、条例は、第5条に、第5項及び第6項を追加しました。第5項では、審議会の権限に属する事項で、規則で定めるものにつきましては、会長において、これを専決することができることとし、第6項では、前項の規定により専決したときは、会長は、規則で定めるところにより、これを審議会に報告しなければならないこととしました。

規則につきましては、第5条として新しく条を設け、第1項及び第2項 を加えました。

第1項では、先ほど説明しました条例第5条第5項の規則で定める事項 は、国土利用計画法第9条第1項の土地利用基本計画の変更に関する事項 のうち同条第2項第三号に掲げる森林地域の縮小に係るものとすることと しました。

第2項では、条例第5条第6項の規定による報告は、次の審議会の会議において行わなければならないこととしました。ただし、会長が必要と認めるときは、各委員に対し、前項に規定する事項の概要を記載した書面を送付し、又はこれを記録した電磁的記録を送信することをもってこれに代えることができることとしました。

以上の条例及び規則の一部改正をもって、次回審議会以降は、議題が森 林地域の縮小のみの場合は、会長の専決後、書面の郵送等によって報告さ せていただくことといたします。

報告は以上でございます。

【加我 会長】 では、ただいまの説明につきまして御意見、御質問等はございませんでしょうか。

本件も前回の審議会において一定の議論がなされ、その後、条例及び規 則の改正をなされたものということでございますので、御意見、御質問等、 本日は大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。では、次の報告事項に移ります。

5 報告事項「大阪府国土利用計画(第五次)の中間評価について」

報告事項の2つ目でございます。「国土利用計画(第五次)の中間評価について」報告がございます。内容について、幹事に説明させます。

【幹事 泉計画調整課参事】 続きまして、報告事項2としまして、 「大阪府国土利用計画の中間評価について」説明します。

先ほど説明しましたとおり、土地利用基本計画は、五地域の区分やそれ

ぞれの地域を重複したときの土地利用の調整等に関する方針を定めているのに対し、こちらの国土利用計画は、土地利用の将来像や基本方針、土地の利用区分に応じた区分ごとの目標面積を定めております。

土地利用区分は、農地、住宅地など9つの区分に分け、それぞれの土地利用区分ごとに方向性と目標年次、令和9年の面積を定めております。

また、国土利用計画では、毎年度、計画の進捗状況の把握と点検・評価・改善を実施し、必要に応じて目標を達成するために必要な施策の見直しを働きかけるなど、PDCAサイクルに沿った評価を実施しております。なお、第五次計画より単に面積の増減だけをモニタリングして評価を実施するのではなく、面積以外の様々なデータも見ながら、質的な観点も含めて総合的に評価していくこととしております。

次に、本審議会におけるこれまでの評価に関する経過について説明します。平成30年より土地利用区分ごとの面積の把握を毎年度実施し、関連指標による質的評価については、本審議会で委員の意見を踏まえ、関連指標を決定しており、第四次計画での面積の乖離が大きかった農地と住宅地の質的評価を実施し、昨年は関連指標の充実を図るとともに、質的評価の対象の拡大を行いました。

今回は計画の中間年に当たることから、土地利用区分別の中間評価と新たに3つの土地利用の将来像の「にぎわい・活力ある大阪」、「みどり豊かで魅力ある大阪」、「安全・安心な大阪」の中間評価を行います。中間評価の結果、必要に応じて施策の見直しや個別計画への反映を関係部局に働きかけ、令和9年に最終評価を実施し、次期計画に反映してまいります。

それでは、まず土地利用区分ごとの面積増減と質的評価結果を報告します。ここで質的評価を実施する土地利用区分は、前回の審議会の結果を踏まえ、丸印の農地、住宅地、工業用地、商業・業務施設等用地、森林の5

つとします。

まず、農地の面積の推移でございます。グラフの破線が進捗管理値であり、これは計画策定時に各年次において按分により算定し、定めたものでございます。また、実線は実績値でございます。表内の数値は1行目が進捗管理値、2行目が実績値、3行目が進捗管理値と実績値の差、4行目が実績値の前年差でいずれも単位はヘクタールでございます。

面積では、令和2年実績は、1万2,538ヘクタールと進捗管理値を 若干下回り、また、令和元年から令和2年では、154ヘクタール減少し ております。

農地の質的評価でございます。農地の方向性が「保全」であることから、「多様な担い手の確保」から「⑤特定生産緑地の指定」を農地の関連施策として進めております。例えば、施策の一つであります「多様な担い手の確保」であれば、新規就農者数や企業参入者数としておりますが、両者とも実績が目標値を超えております。昨年追加しました生産緑地法の改正に基づく、特定生産緑地指定の実態把握の参考とするため、特定生産緑地指定面積は令和3年6月末時点の指定面積であり、それ以降も市町村において特定生産緑地の指定が行われていることから、引き続き集計作業を行い、来年度の審議会において報告を行う予定でございます。

また、新規指標として、農業生産性を把握するため、1へクタール当たりの農業産出額を新たに追加しております。1へクタール当たりの農業産出額は全国比較すると約3倍あり、全国4位となっており、また、平成27年よりも増加していることから、より高収益型の農業が進んでおります。続いて、住宅地の面積の推移でございますが、令和2年が3万5,224へクタールであり、令和元年から横ばいで推移しております。

住宅地の質的評価でございます。住宅地の方向性は「必要な面積を確

保」であることから、「⑥住環境の維持推進」と「⑦空き家等の利活用など」を住宅地の関連施策として進めております。この中の一例としまして、1住宅当たり延床面積を見ますと、延床面積が増加傾向で、空き家のうち賃貸や売却等の利用、流通に供されていないその他の住宅の割合が減少、また、中古住宅など既存ストックの利活用が進むなど、住宅ストックの質的改善が図られていると考えております。

「⑧住宅ストックの不燃化、耐震化促進」の一例としまして、住宅の耐 震化率を見ますと増加傾向であり、住宅の耐震化は進んでいると考えてお ります。昨年新たに追加しました、特に木造密集市街地など防犯上の課題 を有する地域において指定が促進されている防火、準防火地域指定面積は、 横ばいとなっております。

昨年の審議会で御意見をいただきました地域特性の把握ですが、準防火 地域で見ますと、北大阪、東大阪、大阪市域の指定拡大が進んでおり、建 物の不燃化など災害に強い都市の形成に向けた取組が進んでおります。

次に道路面積の推移でございます。面積では、令和2年実績は1万8, 361~クタールとおおむね進捗管理値どおりに推移しております。

こちらは河川・水面・水路面積の推移でございます。面積では、令和2年実績は9,903ヘクタールとおおむね進捗管理値どおりに推移しております。

続いて、都市公園面積の推移でございます。面積では、令和2年実績は5,044ヘクタールと進捗管理値を上回り、また、令和元年から令和2年では、175ヘクタール増加しております。

次に、工業用地の面積の推移でございます。面積では、令和2年実績は 4、585ヘクタールとおおむね進捗管理値どおり推移しております。

工業用地の質的評価でございます。工業用地の方向性は「現状維持」で

あることから、「⑨幹線道路沿道やベイエリアでの企業立地促進」を施策としており、府内新規工場立地面積で評価いたしますと、令和2年の経済産業省の工場立地動向調査によりますと、ここ数年増加傾向となっており、新規立地は進んでいるものと考えられます。

こちらの図を御覧ください。こちらは、都市計画基礎調査の土地利用現 況調査の平成27年と令和2年の二時期の結果を用いて、他用途から工業 地へ転換した状況を、南部大阪を例示に主要な幹線道路沿道にスポットを 当てて図面に表したものでございます。赤の楕円の箇所で工場の立地が実 際に進んでいることが分かります。

次に、商業・業務施設等用地の面積の推移でございます。面積では、令和2年実績は2万2,018ヘクタールとおおむね進捗管理値どおりとなっております。

商業・業務施設等用地の質的評価でございます。商業・業務施設等用地の方向性は「必要面積を確保」であることから、「⑩幹線道路沿道での立地促進など」を施策としております。なお、商業・業務施設等用地につきましては、宅地面積から住宅地、工業用地面積を除いたものと定義されており、関連指標ではなく工業用地と同様に南部大阪を例示にした図のとおり、他用途から業務用地への転換状況をお示しします。赤の楕円の箇所で商業・業務施設等の立地が実際に進んでいることが分かります。

最後に、森林の面積の推移でございます。令和2年実績は5万6,93 7~クタールであり、令和元年から横ばいに推移しております。

こちらは森林の質的評価でございます。森林の方向性は「保全」であることから、「⑪保安林、自然公園地域の指定」を施策としております。保安林面積は森林面積全体が減少傾向にありますが、令和7年の計画値に対して順調に増加しており、保安林は保全されていると考えられます。

以上が土地利用区分ごとの面積増減の状況と関連指標による質的評価の 報告となります。

こちらは土地利用区分別にこれらの評価を取りまとめた表となります。 中間年時点で面積がおおむね計画どおりに推移しております土地利用区分は、道路、河川・水面・水路、都市公園、工業用地、商業・業務施設等用地、森林となっております。農地については、集約、保全が進み単位当たりの農業産出額が増加するなど、高収益型農業が進展。住宅地では、中古住宅の利活用など既存ストックの利活用や住宅の耐震化が進んでおります。さらに、工業用地、商業・業務施設等用地は、ベイエリアや幹線道路沿道など適切な場所での立地が実際に進んでおり、森林は保安林面積が増加するなど、保安すべき森林が保全されていると見ております。引き続き各土地利用区分に係る関連施策を促進してまいります。

続きまして、「3つの土地利用の将来像の中間評価」について説明します。3つの土地利用の将来像ごとにそれぞれ関連する指標を設定し、その達成状況について評価することとしております。例えば、将来像のうち1番目の「にぎわい・活力ある大阪」では、指標として「大阪がにぎわいのある楽しい町だと思っている全国の人々の割合」が大阪府の調査から増加傾向にあることから、本将来像はおおむね進展していると見られ、他の2つの将来像も同様な傾向となっております。

最後になりますが、今年度の中間評価の結果を踏まえ、引き続き審議会からの意見を踏まえ、質的評価を実施し、将来像の実現に向けた施策の推進に努めるとともに、必要に応じ本計画の見直しの検討も進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしくお願いします。

【加我 会長】 では、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見

等をお受けしたいと思います。御質問、御意見等はございませんでしょうか。よろしくお願いします。

どうぞ。西林委員、お願いします。

【西林 委員】 これは、23ページと見たらいいのですかね。パワーポイントの下に数字を打っている。ここの工業用地なのですけども、概ね計画通り、工業立地面積が増加傾向、書いていただいている、この評価の内容からすると、他の例えば商業業務施設用地と同じように、必要面積を確保とか、今後はそういう検討もされて行くことでよろしいのでしょうか。

大阪に対する工業用地のこの必要性というか、相当、企業の皆さんも進出したいと言うか、そういった声もたくさん聞く中で、現状維持がいいのかどうか、ちょっと、先々、検討されていくのか、これからずっと現状維持なのか、ちょっとそのへんを聞かせいただけたらと思います。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 泉計画調整課参事】 お答えします。工業用地の面積ですが、 平成29年の第5次計画を定めた時の目標でございます。ですので、この目標 は、その当時の計画に対して現状維持としておりますが、今後この計画は、 今、国の方でも全国計画というものを今年度から見直し作業を進めるとい うことで、新たに部会も設けておりますので、そういった動きであるとか、 この上位計画の将来ビジョンであるとか、様々な動きを見ながら、これか らどうしていくかというところを、また、これから次の計画に向けて議論 していく必要があるかなと思っておりますので、今後、どうするかは、ま た、ご意見賜ればありがたいと思っております。よろしくお願いします。

【三田 委員】 すみません。

【加我 会長】 はい。

【三田 委員】 はい、ただあのこれからと言いましてもね、私たちこ

の議会の方でも、色々と議論しているのですけれども、特にその工業用地がなくて滋賀県とか兵庫県の方にどんどんどんどん、この企業が移転をしているというのは現実なんですよ。ですから、これから計画と言うか、私たちが身近で聞いている声っていうのはですね、とにかくそういうような、土地が足りない、企業が進出したくても出来るような場所がないんだ、というような声をですね、ものすごくたくさん聞くんですが、そういうような、まあゆっくりと言いましょうか、これから計画しましょうというような言い方で、どんどんどんこの大阪の企業が県外に出てしまう府外に出てしまう、こういうことでいいのか、というような感じがするんですがいかがでしょうか。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 泉計画調整課参事】 委員のご指摘どおり、企業の流出状況や幹線道路沿いやベイエリアへの移転状況など分析して、であるとか、適切な場所に誘導しているかどうかといった観点から、施策の進行管理を進めております。これからと言いますか、色々並行していろんな議論されておりますので、今日の意見も踏まえて、次の計画の策定に向けて、しっかりと詰めていきたいと思っております。

【三田 委員】 まあ、よろしくお願いします。

【加我 会長】 はい、ありがとうございます。一つ確認ですが、ここに上がっています方向性については、ここでは議論をできなくて、今動いている計画での文言が現状維持になっており、さらに、必要面積を確保となっています。右側の中間評価のところが本日の議論できるところでございまして、おそらくベイエリア、工業用地については、ベイエリアや幹線道路沿道の適切な場所での立地を促進していく、これが大阪の活力にとって非常に重要になってくるっていうとのご意見だと思います。次回、次の

令和9年の時には、ここの工業用地、商業業務施設等用地をどういう方向に持っていくのかっていうことの文言をどうするのかということが検討すべき課題として残されていることだと思います。その際にもご議論の方をよろしくお願いしたいと思います。他にご意見等はございませんでしょうか。

商業業務施設等用地のことですけれども。 私、大阪 【長谷川 委員】 府の大規模小売店舗立地審議会の委員もさせて頂いていて、今まで農地だ ったところに小売店ができて行く、場合によっては、まあそのできる場所 っていうのを見ているといわゆるロードサイド店って言うんですかね、そ れこそみんなが車で来るようなことを前提とした場所に、新しく小売店が 出来ていくっていうのを見ているんですが、ただその街づくりとか都市計 画っていうことを考えると、これから少子高齢化っていう中では、そのコ ンパクトシティというような概念もあると思うんですね。そうなった時に その駅の近くでみんなが比較的公共交通機関を使って便利にアクセスでき るところが、まあ変な話、廃れてしまっていて空いてしまっている、そこ にまあ活用して、もう1回小売店を作っていくっていうことではなく、この なんか幹線道路沿いにまた新たにどんどん商業施設を作っていくっていう のは果たしてこれからの時代長い目で考えた時にそういう街づくりの方向 性っていうのをこのままでいいのかなっていうのを時々疑問に思うんです が、あの、大阪府としてはその辺をどういうふうにお考えなのか、もしあ ればお聞かせいただきたいなと思います。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 泉計画調整課参事】 ご質問、ご意見どうもありがとうございます。ただ今のご意見、ご質問でございますが、今ちょっと私の説明がちょっと不十分だったのかわからないのですが、現在の第5次の国土利用計画

で商業業務施設等用地につきましては、道路ネットワークの整備状況とかを考慮した適切な立地に加えて、都心部や主要鉄道駅周辺等でも商業・業務施設等の都市機能の集積を促すような形で土地の有効・高度利用を図るということを、文言を入れております。今日、ベイエリアや幹線道路沿道への集積状況を強調しすぎたところもありますので、次回には、コンパクトプラスネットワークを意識した形で、主要鉄道駅周辺の状況も含め、質的評価を充実できればと思っておりますので併せてよろしくお願いします。

【長谷川 委員】 分かりました。ありがとうございます。

【加我 会長】 よろしいでしょうか。どうぞ。

【植田 委員】 府議会議員の植田です。始めて今回参加させて頂いているので、ひょっとするととんちんかんなこと言うのかも分かりませんが、この説明頂いているパワーポイントの資料の24ページですか、三つの土地利用の将来像の中間評価といったものですけど。これの賑わい活力ある大阪で大阪が賑わいのある楽しい街だと思っている全国の人々の割合が令和元年で43.3%なのですよね。これは、どう評価したらいいのですか。あの何か計画があって、その計画に対してどうなのだという、これ43.3%という数字ね、これどう評価したら僕らいいのか、わからんのです。で単純にですよ、単純に見ると43.3%っていうのは、悲しい数字だと思うのですよ、我々にとっては。60や70やあって当たり前ですよねって思うのですよね。ここのあたりのこの数字の評価ってどういうふうに我々は認識したらよいのか、教えていただけますか。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 泉計画調整課参事】 評価について、ご意見賜りました。事務 局としましても、数値をもっとどんどん上げていく必要があると認識して おりますし、そのためには、ここの土地利用区分毎の施策なんかも充実し

ていきたいと思っております。国土利用計画を策定した時に、三つの将来像というのを整理しましたので、その具体的に何か参考になる指標が必要ということで、今回、初めて、生の声、状況を把握させていただいており、これを我々としては、さらに上げていくような形で各部署とも連携しながら高めていきたいと思っているとこでございます。今のところ、計画上、具体的な目標数値はございません。

【植田 委員】 そしたらですね、これ全国の人々という風に書いていますけど、これはどういう何ですかね、あの幅と言うか、どういう方々に対してこれ調査をかけていたのですか。しかもこれの母数はどれくらいですか。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 泉計画調整課参事】 今、手元に詳細の資料がありませんが、 母数は1,000でございます。全国からアンケートとっておると聞いておりま す。

【植田 委員】 まあ、なんかわかったような、わからないような話ですけど、こういう調査の取り方は非常に大事だと思うんですね。我々は大阪に住んでいる私たちが井の中の蛙にならないようにするためにはね、やっぱり客観的に外側からどう大阪が見られているのかっていうのは非常に大きなことなので、こういった数字というのはどんどん出していただきたいなと思いますが、ただ数字を出すと一人歩きしたりするので、どういったことに対してこの数字が出ているのかっていうのはね、明らかにした上で、今後、出していただければありがたいかなと思いますし、こういった数字、さっき言いましたように、令和9年度を目指してこの数字をどこまで上げるのかという目標をですね、目標の数字も合わせてね、教えていただければ、というか設定して頂ければ、よりわかりやすくなっていいんじ

ゃないかなという風に思いますので、これ、ご要望しておきます。ありが とうございました。

【加我 会長】 どうぞ、幹事。

【幹事 泉計画調整課参事】 ただ今のご意見を含めて、次回の目標を どうしいていくか、これから精査して参りますので、よろしくお願いしま す。

【加我 会長】 ありがとうございます。ほかに御意見はございませんでしょうか。どうぞ。

【須田 委員】 恐れ入ります。南部から来てますので、20ページのところ、すいません、もう一度ご説明頂きたいんですが、スライドの20で、商業業務施設等用地面積の質的評価のこの図の見方なんですけど、この赤い点、黄色い点、オレンジの点、みどりの点、青い点、紫の点と、この沿線、その幹線道路沿いの、そのなんて言うかなこの広く囲われたところ、これそれぞれの点とか囲われたところが、なにがどうなったということの説明の資料になるのか、見方をもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 泉計画調整課参事】 ご質問ありがとうございます。こちらの表の意図は、とにかく、ベイエリアと幹線道路沿いで、商業業務地への転換が多く行われているということを、今回、説明させていただきたかったので、とりあげさせて頂いております。ちょっと見にくいんですけれども、例えば黄色は公共施設から商業業務地に変わった、田んぼであれば黄色っぱい色であったり、畑でしたら緑色となっております、詳細はバックデータとして持っておりますけれども、今回は適切な場所で、商業業務地への転換が行われていることを説明させていただくために資料として示したの転換が行われていることを説明させていただくために資料として示したの

でございます.

【**須田 委員**】 この広く囲われているところは、何か意味があるので すか。

【幹事 泉計画調整課参事】 そこは点が多くなっているところです。 右側の赤で囲われているところは、幹線道路沿いに色々商業業務地に変わったところが多い、左側のベイエリアのところも、今回商業業務地に変わったところが多いというように、商業業務地が集積している場所を示しております。

【須田 委員】 なるほど、まあ、報告案件ということなのでね。特に南部大阪においては、こういういわゆる開かれていくというところに対しては、地域の方もですね、望んでいらっしゃるところもあって、我が街にも、こう丸がついてるので何かそういう、やっぱり期待するところがあったり、どういう意図なのかなということを、ちょっと注目してみましたので、もし、また資料がですね、その点の意味とかが、もう少し詳しくわかる資料でご報告頂けた方が、次回からはありがたいかなと思います。意見だけです。

【幹事 泉計画調整課参事】 ありがとうございます。

【加我 会長】 ほかに御意見とか御質問等はございませんでしょうか。 【西村 委員】 土地利用というとこで、安全安心な大阪というとこが あるんですが、これはまあ、きっと災害に強いという部分が大きいかと思うんですが、大阪府内の中でも守らなあかん地域というか資源とか、例えば、自衛隊の基地もあります。その安全保障的にやっぱりそういうとこの 守らなあかんというのも議論されているのかっていうのが一点とですね、 あのエネルギー施策と言いますか、パネル等も大阪はそこまで大規模にパネルを敷けるとかはないと思うんですが、その点、盛土とかの、熱海の問

題もありますので、そこら辺の議論もされているのかというのとそういう エネルギー的な分野はっていうのは、どこに入ってくるのかっていうのを 教えてもらっていいですか。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 泉計画調整課参事】 国土利用にあたって、今の観点は非常に大事なところだと我々も認識しております。一方で、例えば、最初の報告案件でもありますように、個別の森林とかでしたら森林法というのもございまして、そこで例えば安全の観点なんかも踏まえた形で事業を進めておったりとかですね、大阪府下の場合ですと、ほぼ全域が都市計画区域になってますんで、総合的に判断して、土地利用のあり方も含めて都市計画で議論するとか、そういうところも含めてこの国土利用の場合ですと、それぞれの土地利用が重なった場合どうするかとか、そういったところの整理の中で、議論するようなことが多ございまして、そこは関連部署と連携して総合的に調整していきたいと思っております。

今、パワーポイントでお示ししていますのが、例えば一例ですけども、 森林法の条件でございます。

【加我 会長】 よろしいでしょうか。あと、例えば近年増えています ソーラーパネルなどでいきますと、土地利用区分でいけば今現在のところ はその他用地に入っていると見ていいのですか。

【幹事 泉計画調整課参事】 そうです。

【加我 会長】 いま、森林からその他用地になっているというところも多々出てきている。一方で、エネルギー用地っていうことの見方もあろうかと思いますね。量的に増えてくると区分として挙がってくるかもしれません。

【西村 委員】 でしたら、いろいろ分野が増えてくるかと思うんです

が、もうちょっと分野を広げて細かく書いていただければ、わかりやすい のかなと思います。

【加我 会長】 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問等はご ざいませんか。

【前田 委員】 前田です。資料の3、土地の利用目的に応じた区分ごとの方向性と目標面積、先ほどの西林委員と三田委員とちょっと関連付いている部分ですけれど、目標面積ということで令和9年に向けた数字の設定をしていただいています。これの目標面積についてですね、何かまあエビデンスがあって設定されているのかなとは思うんですけれど、何に基づいてこれ設定をされてるのかちょっと教えて頂いていいですか。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 泉計画調整課参事】 こちらの目標でございますけれども、また、次回の計画時にも議論になるかと思いますけれども、例えば、それぞれの面積の推移状況であるとか、あと関連部署さんがお持ちの関連計画の状況であるとか、そういったところを調整しながら、議論を重ねながら、この目標を定めておるということでございます。

【前田 委員】 先ほどもありました工業用地であったり商業業務施設用地に関してですね、僕も肌感覚で、すごいニーズが高いな、という風には感じています。そういったところのニーズの把握をどういう風にしっかりとやっていくかっていうことが重要かなっていう風に思ってましてですね、そこらへんをちょっとしっかりとテコ入れしていただいきたいなという風に感じているのと、今、コロナであったり、デジタル化が進んできてたり、いろんな形で土地需要が変わってきてるっていう風なところがありますんで、またそういったところもしっかりとヒアリングしながらですね、数字の目標を設定していただきたいと思います。意見です。

【幹事 泉計画調整課参事】 貴重な意見、どうもありがとうございます。特に、コロナの状況でありますとか、デジタルの活用は、国の方の次回の国土計画、全国計画でも審議会の部会でも議論されているところもございます。また関連部署とも連携しながら、しっかりと計画の目標を設定して参りたいと思いますのでよろしくお願いします。

【加我 会長】 いかがでしょうか。ほかはございますでしょうか。

【**嘉名 委員**】 質問というわけじゃなくて、ちょっと意見を申し上げ させて頂きたいと思います。

5ページ、6ページですかね、今回の第5次の国土利用計画、今回は中 間評価ということで、その中でも今回、試行的な位置付けもあろうかと思 いますが、専ら量中心の評価ということではなくて、質的評価を取り入れ ていこうと、人口減少社会であるとか、コンパクトシティであるとか、産 業競争力の強化とかですね、まあいろんな都市的な課題がある中で、量の ことだけではなかなか難しい時代になってるということで、今回取り込ま れた試行的な意味合いもかなりあろうかと思っています。で6ページには 今回対象にされた質的評価というのが簡条書きされていらっしゃる、とい うところでございます。この方向性について、私、大きく異論はないんで すけども、是非ともですね質的評価の在り方について、今後研究を深めて いただきたいというふうには思っております。今回試行的な側面もあって、 今回の質的評価だけで十分なのかというようなこともあろうかと思います。 あるいは質的評価の対象になってないものも果たしてこれでいいのか。先 ほどちょっとソーラーパネルの話なんかもちらっと出ましたけども、その あたりもですね何か可能性はないんだろうか、ということも含めて少し研 究を深めていただいて、令和9年以降、またその間も質的評価の在り方を 考えていただければというのが、意見の一つ目です。

それからもう一つはですね、おそらく、これ国土利用計画自体がそうなんですけど、大きくは、違う制度に基づく土地利用計画制度を横断的に見ると、総合的に見るというのが、この国土利用計画の枠組みであります。それがまた都道府県が中心になってやると。広域自治体が中心になってやるという枠組みだったんですが、この間、実はあの私なんか都市計画が専門なのでとりわけそうなんですが、市町村にかなりの権限が委譲されたというようなこともあろうかと思います。質的評価をまあしっかりやっていこうてことを考えれば考えるほど、おそらく市町村との連携というのもしっかりしていかないと、全体としての土地利用のですね、あり方の質的評価というのもなかなか難しい時代になっているのかなと思います。ですので、先ほど研究の話しも申しあげましたけども、その中で市町村との連携の在り方も含めて、ご検討いただければと思います。意見です。ありがとうございました。

【加我 会長】 ありがとうございます。幹事、いかがですか。

【幹事 泉計画調整課参事】 我々としましても、来年度も引き続き質的評価を続けて参りたいと思いますので、またご指導よろしくお願いいたします。

【加我 会長】 ほかに御意見はございませんか。よろしいでしょうか。 どうぞ。

【坂野上 委員】 今回、ちょっと初めての参加で分からないところもあるんですが、今の委員のご意見と関係するんですけれども、この質的評価を行うにあたり各項目についてこの関連指標をいくつか挙げておりますけれども、これは、この指標によって質的評価をするというのは、この5次の計画を立てる時に決められて、この間はこの指標によって評価するとい

うことでいいんでしょうか。次の計画を立てる時に質的評価をどの項目に ついて行うか、あるいはどんな指標に基づいてするかというのを決めると いう理解でよろしいんでしょうか教えてください。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 泉計画調整課参事】 ご質問ありがとうございます。実は、29年度の第5次計画を策定しましたときに、具体的に、PDCA、評価をしていくってことは記載ございましたけれども、どういった目標で、どのように質的評価をやるかっていうことは、項目も含めて決めてなかったところでございます。今回のパワーポイントの5枚目、平成31年、令和2年に農地、住宅地の評価を実施し、要は面積の量だけを議論してもなかなか今日のような実質的な議論ができていなかったもので、そういう意味では皆様のご意見を踏まえながら、徐々に項目とか評価の内容を充実しておるところでございます。私も、今年度からこの業務を初めて担当しているのですけど、他府県ではあまりこういった質的評価の事例があまりないようなところでございます。ですので、これから質的評価の内容を充実していくことであるとか、次回の計画にどういう風に位置付けていくとかということも、非常に重要な議論になるかというふうに思っております。よろしくお願いします。

【坂野上 委員】 ありがとうございます。

【加我 会長】 はい、ありがとうございます。他にご意見ご質問等ご ざいませんでしょうか。

大体よろしいでしょうか。本当に充実したご意見を頂き誠にありがとうございます。改めてですけども、5ページのパワーポイントを見ていただきまして、この5年間、第5次の国土利用計画において質的な観点を含めて評価をするということで、この5年間どのような項目があるのかというこ

と試行錯誤で積み上げてきたところでございます。本日が一応5年目の中間年っていう風になってございますけども、次の第6次に向けてということで、また毎年この質的評価について、また量的評価について皆さんと意見を交換しながら、令和9年に向けて検討して参りたいと思いますので、この質的評価について、今日、本当にたくさんのご意見を頂きましたので、充実をし、大阪の土地利用をみなで検証していくということに努めて参りたいと思います。どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

6 閉会

【加我 会長】 では以上で本日予定をしておりました全ての議題は終 了致しました。これで本日ご報告いただきました議題につきましては、直 ちに事務局において必要な手続きを進めさせます。

委員の皆様方には、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうご ざいました。では進行を事務局にお返しいたします。

【司会】 長時間にわたりありがとうございました。

本日の審議会をふまえまして、大阪府において必要な手続を進めてまい ります。

以上をもちまして令和3年度第1回大阪府国土利用計画審議会を閉会させていただきます。

(午前10時36分)